

公益社団法人日本地球惑星科学連合フェロー制度規則

2013年10月11日 理事会制定

(趣旨)

第1条 この規則は、公益社団法人日本地球惑星科学連合（以下、「連合」という。）が、地球惑星科学の学術において顕著な功績を挙げ、あるいは日本の地球惑星科学の発展に卓越した貢献をはかった者に対し、名誉あるフェローとして処遇することを目的として設立された連合フェロー制度に関し、必要な事項を定めるものである。

(フェロー候補者の要件)

第2条 フェロー候補者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 地球惑星科学研究領域におけるパラダイムシフトやブレークスルーもしくは発見などを中心に、地球惑星科学の学術の発展に著しい貢献をした者
- (2) 日本の地球惑星科学の発展、あるいは地球惑星科学の知識普及に著しい貢献した者

(フェロー候補者の除外)

第3条 前条にかかわらず、次の各号の者はフェロー候補者にはなれない。

- (1) 役員、及びセクションプレジデント
- (2) フェロー審査委員会委員

(推薦)

第4条 フェローは、推薦により候補者となるものとし、推薦者1名が次の各号の内容が記載された書面（任意書式）をもって連合会長に推薦するものとする。

- (1) 候補者の氏名（和文および英文表記）、連絡先（所属機関・役職（引退後は、これに代わる肩書き）、住所、電話番号、メールアドレス）
- (2) 候補者の履歴（専門分野、研究歴、受賞歴、大学・研究機関・学協会等における貢献、他）
- (3) 候補者の主要な論文あるいは特許等あわせて5編のリスト、およびその別刷り乃至コピー
- (4) 推薦理由書(A4で2ページ以内、日本語又は英語)
- (5) 3通のサポートレター(A4で各1ページ以内、日本語又は英語、連名を可とする)
- (6) 推薦者の氏名、連絡先（所属機関、住所、電話番号、メールアドレスなど）

(選考)

第5条 理事会は、フェロー審査委員会（以下、「審査委員会」という。）を設置し、推薦さ

れた候補者の中からフェローを選考する。

2. 審査委員会に関する規則は別に定める。

(授与)

第6条 理事会は、審査委員会からの選考結果を受け、フェローを認定する。

2. 会長はフェロー表彰式においてフェロー称号とメダルを授与する。

(推薦・選考の実施時期)

第7条 フェローの推薦及び選考の時期は理事会が定める日程をもって行う。

(規定の改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の決議を必要とする。

附則

(1) この規則は、2013年10月11日から施行する。

2013年10月11日 理事会制定

2013年12月19日 理事会改正

2014年7月12日 理事会改正

2014年8月23日 理事会改正

2015年9月16日 理事会改正